

一般社団法人神奈川県訪問看護ステーション協議会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部保健人材課



平成 31 年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金
(特定行為研修受講促進事業費補助)について(通知)

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日ごろから御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、平成 31 年度に県内の訪問看護ステーションに勤務する看護職員が「特定行為研修」を受講し、訪問看護ステーションが代替職員を雇用する場合、その看護職員の雇用経費が一部補助を予定しており、県内訪問看護ステーション管理者あて案内を通知しましたのでお知らせします。

また、補助の内容については、県ホームページに掲載いたしますので、補助を希望される会員がおられましたら、ご案内をお願いいたします。

【掲載ホームページ】

- 神奈川県ホームページ (<http://www.pref.kanagawa.jp/>)
 - 保健人材課 (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/fp3/index.html>) のページ内
 - 「特定行為研修受講促進事業費補助のページ」

問合せ先

看護指導グループ

電話 045-210-4759

Email chiho-kanjin@pref.kanagawa.jp

平成 31 年 月 日

神奈川県知事 殿

法人（団体）所在地

法人（団体）名

代表者氏名

印

平成 31 年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金
（特定行為研修受講促進事業費補助）に係る事前着手届

補助金の交付等に関する規則第 3 条に基づき交付申請する予定の下記事業について、次の理由により交付決定前に事業着手しますので届け出ます。

なお、事業実施に当たっては、県の指導に従うことをお約束します。

また、本件について、交付決定がなされなかった場合においても異議は申し立てません。

1 事前着手する事業の名称

平成 31 年度神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金
（特定行為研修受講促進事業費補助）

2 事業の概要

訪問看護ステーションに勤務する看護職員が特定行為研修を受講する際の代替看護職員の雇用

3 事前着手の理由

特定行為研修の受講開始日から事業を開始する必要があるため。

4 事業着手年月日及び事業完了予定年月日

平成 31 年 月 日から平成 年 月 日まで

担当者名

連絡先

Email: